

市民後見推進事業の概要

市区町名	美瑛町
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>-----</p> <p>委託先名：</p> <p>-----</p> <p>委託内容：</p>
事業内容	<p>(研修の名称)</p> <p>平成 26 年度 市民後見人養成研修</p> <p>(研修対象)</p> <p>町内在住で、市民後見人養成研修後市民後見人として活動予定の者。</p> <p>(研修内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上川中部定住自立圏域成年後見推進事業において市民後見人養成研修を開催 ・ 町独自の福祉施策に関する研修を開催（地域研修） <p>(講師)</p> <p>旭川社会福祉協議会、旭川市職員 弁護士、社会福祉士、司法書士 旭川市内地域包括支援センター長、社会保険労務士 美瑛町内の地域、高齢者、障がい者福祉の各法人職員 美瑛町職員</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成 26 年 9 月 23 日 市民後見人養成研修説明会（旭川市）</p> <p>平成 26 年 10 月 18 日～11 月 22 日 毎週土曜日 全 6 回 市民後見人養成研修（旭川市）</p> <p>平成 26 年 12 月 5 日 市民後見養成研修 地域研修（美瑛町）</p> <p>平成 27 年 1 月 5 日 市民後見人養成研修修了証発行</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	美瑛町
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>-----</p> <p>委託先名：</p> <p>-----</p> <p>委託内容：</p>
事業内容	<p>○市民後見人をサポートするための「後見実施機関」の整備検討のための視察研修</p> <p>(目的) 先進地視察により、市民後見人の支援体制の検討、構築をめざす</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①釧路市権利擁護成年後見センター開設に至るまでの経緯 ②圏域授民への制度普及、啓発の取り組みについて ③圏域における市民後見人像について ④市民後見人の養成の方針、フォローアップについて ⑤後見実施機関の運営方針 ⑥市民後見人報酬について ⑦その他 <p>(参加者) 町職員</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成 27 年 1 月 29 日</p> <p>釧路市権利擁護成年後見センター (社会福祉法人釧路市社会福祉協議会)</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	美瑛町
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし
	委託先名： 委託内容：
事業内容	<p>○市民後見人啓発講演会の開催 成年後見制度並びに市民後見人への理解促進のための講演会を開催予定 「美瑛町権利擁護セミナー」～成年後見制度の概要～ 講師：司法書士 古川秀司 氏</p> <p>(対象) 全町民</p> <p>○美瑛町成年後見制度リーフレット作成 成年後見制度並びに市民後見人への理解促進のためのリーフレットを旭川成年後見支援センターと共同作成し、配布予定。</p> <p>(対象) 全町民</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 3 月 13 日 (予定) 美瑛町権利擁護セミナー (美瑛町民センター) ・リーフレットは 3 月号広報配布時に全世帯配布予定。
備考	

知って活用!

こんなとき成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等のために判断能力が十分ではない方が、契約をしたり財産管理をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないように支援することにより、「本人が安心して生活する権利」をまもる制度です。

この講演会は、成年後見制度の基礎的な知識について、市民・町民の皆さまに広く知っていただくことを目的として開催いたします。

日時：平成26年9月23日 火曜日(祝) 13:00~15:00

場所：旭川勤労者福祉会館2階 大・中会議室 (旭川市6条通4丁目)

定員：300名 参加費：無料

内容

講演「こんなときは成年後見制度」～成年後見制度の概要～

旭川弁護士会 高齢者・障がい者の権利委員会 弁護士 藤村 慎一 氏

事例1「おいへの備えを考える事例」～任意後見制度の活用～

(公社)成年後見センター・リーガルサポート旭川支部 司法書士 岩原 史弥 氏

事例2「親亡き後を考える事例」～障がい者の後見制度活用～

(公社)北海道社会福祉士会道北地区支部 ぱあとなあ道北 社会福祉士 福島 将恭 氏

事例3「市民後見人による事例(活動への抱負)」～市民目線、地域視点の後見活動～

平成25年度市民後見人候補者 鈴木 法子 氏

お申込み・お問い合わせは・・・

〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階

旭川市社会福祉協議会 旭川成年後見支援センター

電話 0166-23-1003 FAX 0166-23-1118

申込み締切：平成26年9月19日(金)

お電話またはFAX(裏面)にてお申込みください。

主催 旭川成年後見支援センター、

旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町

講演会終了後 15:30 から、同会場にて

「市民後見人養成研修説明会」を行います!

(詳細は裏面を参照ください)

ご案内

市民後見人養成研修説明会



平成26年度「市民後見人養成研修」を開催するにあたり、市民後見人の役割や責務、また養成研修の内容等を理解していただくため、事前説明会を開催いたします。

「市民後見人養成研修」の受講にあたって、この説明会への参加は原則必須となります。

日時：平成26年9月23日 火曜日(祝) 15:30～16:30

場所：旭川勤労者福祉会館 2階 大公会議室

※成年後見制度講演会「知って活用！こんなとき成年後見制度」の後、引き続きの開催となります。
お申し込みはお電話（☎0166-23-1003）またはFAX(下記用紙)にてお申込みください。

市民後見人とは・・・

家庭裁判所から選任された一般市民のことであり、行政が設置する旭川成年後見支援センターの支援を受けながら、市民の特性を活かした後見活動を地域において展開する、権利擁護の担い手です。

地域で暮らす方々が成年後見制度を安心して利用できるよう、身近な立場から支援する役割が期待されています。

<平成26年度 市民後見人養成研修日程>

- ①講義 平成26年10月18日(土)～11月29日(土) 概ね9:00～16:50
毎週土曜日(計7日) ※11/29は午前中終了予定
会場：旭川市ときわ市民ホール・上川教育研修センター
- ②実習 平成26年12月の平日1日間を予定(具体的日程は説明会にて提示)

「知って活用！こんなとき成年後見制度」(講演会)

「市民後見人養成研修説明会」(説明会)

参加申込書

FAX 0166-23-1118

お名前	ご住所	お電話番号	申込み(○をつけてください)	
			講演会	説明会
	〒			
	〒			
	〒			

美瑛町権利擁護セミナー

はじめに

成年後見制度は、認知症や障害等によって判断能力が低下しても、「自分らしく、安心して暮らす権利」をまもる大切な制度です。

この講演会は成年後見制度の基礎的な知識について、またその必要性について美瑛町民の皆様に広く知っていただく事を目的として開催いたします。

日 時：平成27年3/13(金)午後2時～4時

場 所：美瑛町町民センター 2階(第3・4会議室)

参加費：無料

内 容：『成年後見制度の概要』

・成年後見人とは何かについて、制度の概要や費用、制度利用上の注意点などについて基本的なお話をさせていただきます。

講 師：司法書士 古川秀司(旭川市 古川事務所)



お申込み・お問い合わせ先

美瑛町役場 地域包括支援センター(保健福祉課内)

TEL：(0166)92-4248 FAX：(0166)92-1115

申込締切：平成27年3月9日(月)

お電話またはFAX(裏面)にてお申込み下さい。

美瑛町権利擁護セミナー 参加申込用紙

平成 27 年 3 月 13 日(金)午後 2 時～午後 4 時

※お一人からでもご気軽にご参加下さい



お名前	ご住所

お申込み・お問い合わせ先

美瑛町役場 地域包括支援センター(保健福祉課内)

TEL : (0166)92-4248

FAX : (0166)92-1115

平成26年度 美瑛町市民後見人養成研修日程

日程:平成26年12月5日(金曜日)

当該市町・地域の現状(自治体講義)

自治体講義 2単位/120分

体験学習

体験実習 5単位/300分

年	月	日	曜日	時間帯		研修内容	実習場所	担当講師	会場	
26	12	5	金		8:45 ~ 9:00	受付	美瑛町役場1階会議室	保健師 川口 桂嗣		
				0.5	9:00 ~ 9:30	体験実習についての留意点	美瑛町役場1階会議室	保健師 川口 桂嗣		体験実習
				1	9:40 ~ 10:40	特別養護老人ホーム訪問研修	小規模多機能 ひなた	所長 石崎 真美	美馬牛北1丁目2番9号	体験実習
				1	10:50 ~ 11:50	特別養護老人ホーム訪問研修	美瑛慈光園	施設長 安藤 挙利	南町4丁目4-18	体験実習
					11:50 ~ 12:50	小休憩				
				1	12:50 ~ 13:50	障害者支援施設訪問研修	デイセンターすずらん	所長 森居 栄治	南町5丁目3-2	体験実習
				1	14:00 ~ 15:00	障害者支援施設訪問研修	丘のまち停車場	理事長 千葉 光如	北町3丁目	体験実習
				0.7	15:00 ~ 15:40	介護保険・高齢者施策への取組状況	美瑛町役場1階会議室	課長補佐 高崎 史江里		自治体講義
				0.7	15:40 ~ 16:10	地域福祉への取組状況	美瑛町役場1階会議室	事務局長 大谷 隆男		自治体講義
				0.7	16:10 ~ 16:50	障害者施策への取組状況	美瑛町役場1階会議室	係長 柴田 崇史		自治体講義
				0.5	16:50 ~ 17:20	実習振り返り・まとめ	美瑛町役場1階会議室	保健師 川口 桂嗣		体験実習・自治体講義

レポート作成

6単位/360分

年	月	日	曜日	時間帯		研修内容	担当講師(案)	会場
26	10	3	金	2	受講前	志望動機書(エンドリーシート)	旭川成年後見支援センター	/
	12	26	金	2	体験学習終了後	体験実習の報告書		
				2	全過程終了後	市民後見人像について		

成年後見制度



成年後見制度 …… と聞いてどのようなイメージをしますか？

「法律のことは難しそう…」 「自分にはまだまだ先のこと…」 という印象はありませんか？

成年後見制度は、認知症や障害等によって判断能力が低下しても、『自分らしく、安心して暮らす権利』をまもる大切な制度です。

もし、大切な人の判断能力が低下したとき、どのように支えていきますか？

あるいは自分自身の判断能力が低下したとき、どのように生きていきたいですか？

このパンフレットでは成年後見制度を正しく理解し、その必要性について考えるひとつのきっかけになればと思います。

旭川成年後見支援センター
美瑛町地域包括支援センター

成年後見制度とは？

成年後見制度とはどんな制度？

認知症、知的障害、精神障害等のために判断能力が十分ではない方が、「契約」をしたり、「財産管理」をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないように支援する制度です。

福祉サービスの利用や入所・入院の契約、または不動産や預貯金などの財産管理を代理で行ったり補助することにより、本人が安心して生活する権利を守ります。

ここが大切！ ～成年後見制度の理念～

- * 障害の有無に関わらず誰もが地域で安心して暮らしていくこと
- * ご本人の意思やこれまでの生き方を尊重すること
- * ご本人の持っている能力を最大限に生かす

法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度は大きく以下の2つに分けられます。

法定後見制度

すでに判断能力が低下した場合に利用する制度

本人が判断能力が不十分になったときに、親族等が家庭裁判所に後見人等の選任を申立て、家庭裁判所が後見人等を選任する制度です。

法定後見制度には、

後見

保佐

補助

の3つのタイプがあります。(次ページ参照)

任意後見制度

判断能力があるうちに将来に向けて契約を結ぶ制度

本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と後見してもらう内容を決め、契約を結んでおくことによって、判断能力が低下したときに備える制度です。任意後見契約は「公正証書」を作成して契約を締結し、判断能力が低下した際に家庭裁判所に申立て、「任意後見監督人」が選任された後に支援が開始されます。

<法定後見制度の概要>

法定後見制度には3つのタイプがあります。タイプは医師の診断書等に基づいて家庭裁判所が判断します。

		後 見	保 佐	補 助
本人の状態		判断能力がほとんどありません。 日常的な買い物なども一人で行うのは困難な方。	判断能力がかなり衰えています。 日常的な買い物はできるが、大きな財産に関わる契約などが困難な方。	判断能力が十分ではありません。 大きな財産に関わる契約を行うときに誰かの援助が必要な状況の方。
開始の手続き	申立てできる人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、配偶者、四親等内の親族 ・市町村長、検察官 ・成年後見人、任意後見人 など 		
	本人の同意	不 要		必 要
	鑑定の要否	原則として必要		原則として不要
代理権	付与の範囲	財産に関する全ての法律行為（日常生活に関する行為以外）	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	
	本人の同意	不 要	必 要	
同意権・取消権	付与の対象	日常生活に関する行為（日用品の購入等）を除くすべての法律行為	<ul style="list-style-type: none"> ・民法13条1項に定める行為 ・申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法13条1項に定める行為の一部 ・申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為
	本人の同意	不 要		必 要
選任後のこと	支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
	監督する人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
	責 務	本人の意思の尊重と、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮		
	職 務	本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務	付与された代理権、同意権・取消権の範囲における本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務	

【代 理 権】 本人に代わって財産管理に関する手続きや契約を行うこと

【同意権・取消権】 本人が行った契約等が問題ないかを検討して同意したり、不必要な場合に取り消したりすること

成年後見制度は、本人の利益をまもり、安心して暮らせる環境を考えながら支援することが大切です。保佐人や補助人に与えられる代理権や同意権・取消権は、本人の状態・意思等によって人それぞれ異なります。

成年後見制度でできること

身上監護

福祉サービスの利用や入所・入院の手続き、費用の支払いなど、契約に関わる支援をいたします。

住居に関すること

- 賃貸の契約
- 家賃の支払い など



福祉サービスに関すること

- 介護保険の利用手続き
- 施設の入所手続き、費用の支払い など



医療に関すること

- 受診・治療・入院の手続き
- 医療費の支払い など



教育・リハビリテーションに関すること

- 教育・リハビリに関する契約
- 費用の支払い など



後見人が できないこと

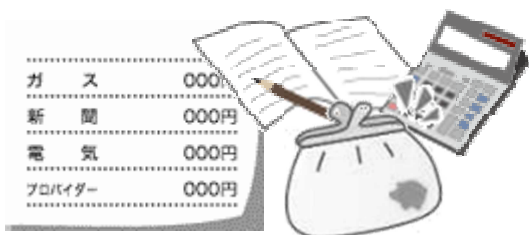


- 毎日の買い物、食事の世話、身体の介護など
- 入院や入所、賃貸借などの保証人や身元引受
- 治療や手術、延命治療や臓器提供などの同意
- 遺言、養子縁組、婚姻、離縁、離婚、認知などの行為
- 被後見人の死後の葬祭、埋葬、家財整理などの手続き

財産管理

本人のために必要な支出を計画的に行い、本人の金銭を管理します。具体的には金融機関との取引、不動産の管理・処分、遺産相続手続きなどを行います。

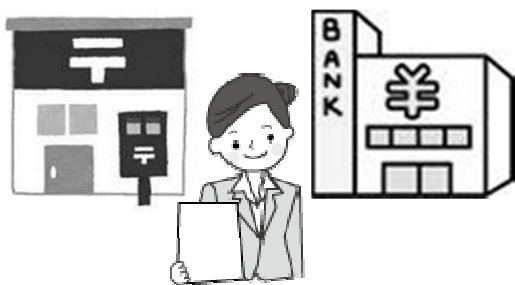
- 収入(年金・保険・給与等)や支出(生活費・公共料金・税金・保険料)の管理



- 預貯金・印鑑・権利証などの保管



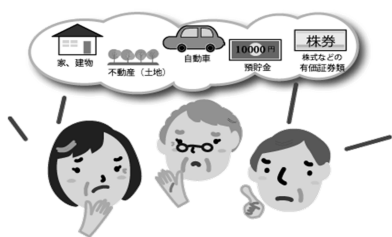
- 銀行や郵便局など金融機関との取引



- 不動産などの重要な財産の管理
保存・処分



- 遺産相続の手続き
被後見人に相続権が生じたとき、
法定相続分を確保すること



成年後見制度は、本人が『安心して生活する権利』をまもるための制度です。単に「財産の管理」を行うことが目的ではなく、本人が安心して生活できる環境であるか、また心身の状態が良好であるかなど、後見人は本人にとって最も良い生活を考える配慮が大切になります。



報酬等について

- ①成年後見人等が活動するための経費

本人のために活動したときの交通費や通信費などの実費は、本人の財産から支払われます。

- ②成年後見人等への報酬

1年程度の一定期間支援した後、後見人が家庭裁判所に申立てをします。裁判所は後見事務の内容など考慮して、報酬を認めるかどうか、認める場合には本人の財産の中から支払い能力に応じて報酬額を決定します。

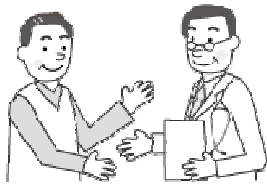
法定後見制度 申立て手続きの流れ

旭川成年後見支援センターでは、書類作成にかかる助言を行ったり、書類作成委任が可能な専門機関の情報提供を行っています。

1 本人の診断書を取ります

医師より「診断書(成年後見用)」をとり、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを判断します。

診断書(成年後見用)
3,000~10,000円程度



2 申立人と後見人候補者を検討します

申立人になれる人

- 本人、配偶者、四親等内の親族
- 市町村長、検察官
- 後見人、任意後見受任者など

成年後見人になれる人

- 本人の親族
- 法律・福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士など)
- 市民、知人などの第三者
- 法人

※複数の人になることもできる

※申立のときに候補者がいない場合でも申立は可能

最終的には家庭裁判所が適任者を選任します。

3 申立てに必要な書類の準備をします

申立てに必要な書類

(旭川家庭裁判所の場合)

①記入する書類

- 申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 後見予算表及び財産目録
- 後見人候補者身上書
- 上申書
- 同意書(推定相続人)



②用意する書類

- 戸籍謄本…本人
 - 戸籍附票または住民票
→本人、後見人候補者
 - 登記されていないことの証明書(法務局)
 - 診断書(成年後見用)
および診断書附票
- など

申立てに必要な費用

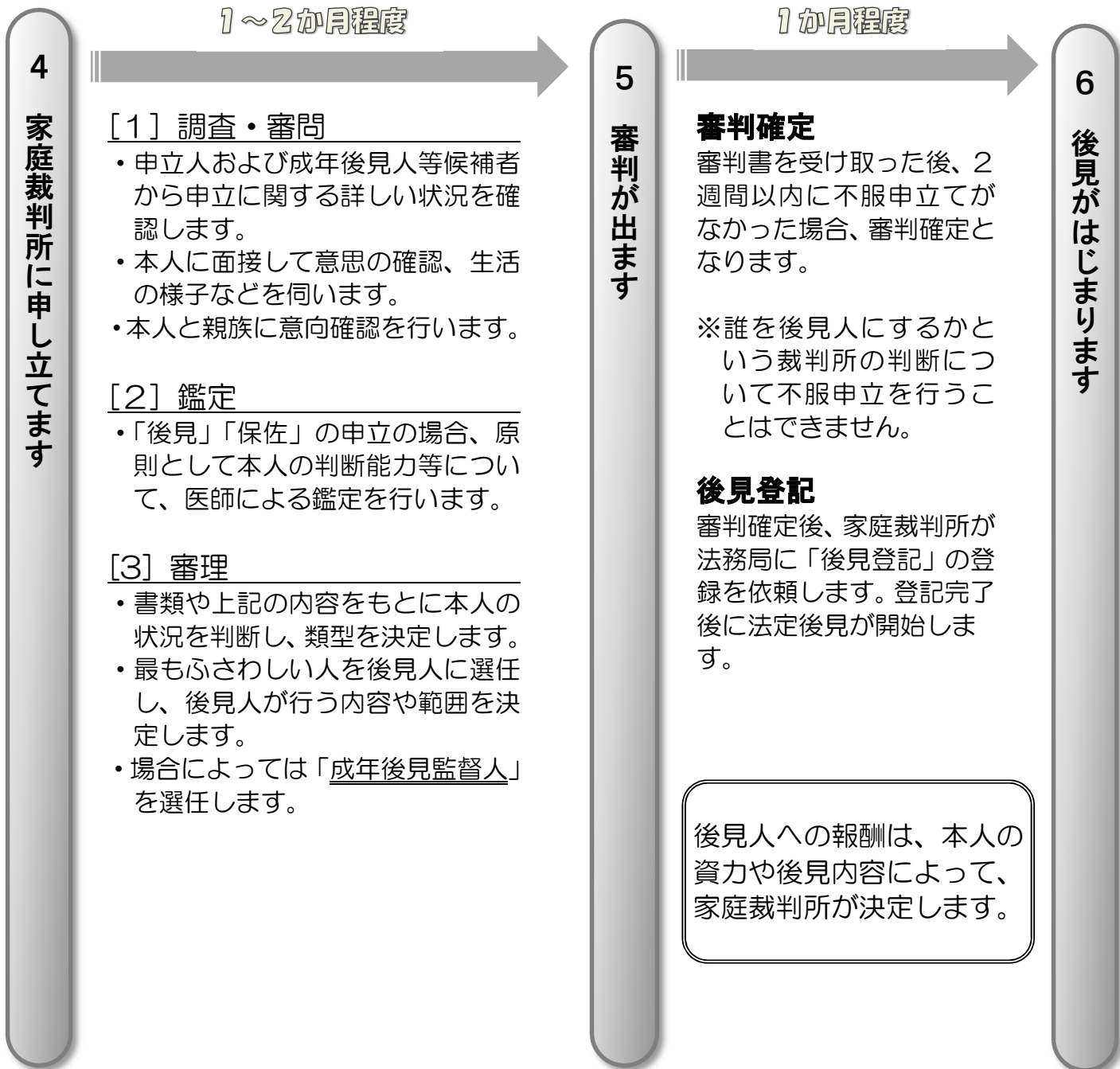
- 診断書料…3千円~1万円程度
 - 収入印紙
 - 郵便切手
 - 登記嘱託料
- 1万円前後
- 鑑定費用(必要な場合)
…5~10万程度



申立て手続きの代行を依頼する場合

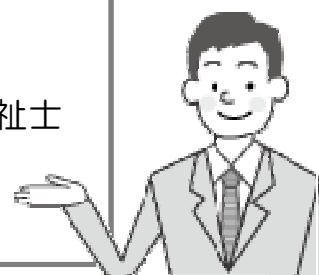
自分一人で申立ての手続きや書類作成を行うことに不安を感じる方は、弁護士や司法書士等法律の専門家に代行を依頼したり、相談や支援を受けることができます(別途費用がかかります)。

制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てをする必要があります。



成年後見人等候補者を専門家に依頼する場合

申立人が成年後見等候補者を選ぶ際に、弁護士や司法書士、社会福祉士等を候補者として依頼することができます。



任意後見制度 申立て手続きの流れ

1 任意後見人をお願いする人と委任する内容を決めます。

任意後見人になれる人

- 成人であれば誰でも可能（破産者、行方不明者等、法律での欠格事由に当たらない人）
- 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家
- 社会福祉法人などの法人

委任する内容

本人と任意後見受任者(将来任意後見人になる人)との話し合いで決めます。

- ・財産管理に関すること
- ・身上監護に関すること



<報酬を支払う場合>

あらかじめ報酬額等を決めておきます。

2 公証役場で任意後見契約を結びます。

本人と任意後見受任者が一緒に公証役場に行き、「公正証書」による任意後見契約を結びます。

必要な書類

<本人に関する書類>

- 戸籍謄本
- 住民票
- 印鑑登録証明書

<任意後見受任者に関する書類>

- 住民票
- 印鑑登録証明書

必要な費用

- 任意後見契約公正証書作成の基本手数料・・・11,000円
- 登記嘱託手数料・・・1,400円
- 登記所に納付する印紙代・・・2,600円
- その他 証書代、郵便切手など

知っていると便利☆

財産管理委任契約

自分の財産を第三者に委任する契約で「判断能力はあるが身体が不自由なため、一人で財産管理をすることが難しい」などというときにも利用することができます。

日常に必要な様々な手続きや、預金の管理や各種支払い等、契約の内容は自由で、任意後見契約のように財産のすべての管理を委任する必要はありません。

死後事務委任契約

成年後見制度の後見人は、本人死後の葬儀、行政手続きや各種支払い、納骨、墓のこと、遺産整理などの権限はありません。このようなことをあらかじめ第三者にお願いしたいというとき、生前に行う契約です。

任意後見契約を締結する際に同時に契約することも可能ですが、単体で契約することもできます。

制度を利用するためには、公証役場に行き公正証書による契約が必要です。



判断能力の低下

3 家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立てます。

配偶者や家族、任意後見受任者が本人の生活状況を把握し、本人の判断能力が不十分になったとき、住所地の家庭裁判所に「任意後見監督人」選任の申立てをします。

申立人になれる人

- 本人、配偶者、四親等内の親族
- 任意後見受任者

申立てに必要な書類

<申立人に関する書類>

申立書、申立事情説明書、戸籍謄本

<本人に関する書類>

戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、後見登記事項証明書、診断書、任意後見契約公正証書の写し

<任意後見受任者に関する書類>

戸籍謄本、住民票、任意後見受任者事情説明書、任意後見契約公正証書の写し

申立てに必要な費用

- 収入印紙
 - 郵便切手
- 5,000 円程度

4 任意後見スタート

任意後見監督人の選任後

任意後見が正式に開始されます。

任意後見監督人



本人

任意後見人

見守り契約

任意後見を結んだ後に、本人の生活状況を見守り、判断能力の低下がみられた際に任意後見監督人の申立てを適切に対応できるようにする契約です。

また、任意後見契約を締結していない場合にも利用でき、定期的な訪問や電話連絡などによって、生活の不安を軽減することができます。

遺言

生前に成年後見制度を利用しており、後見人に自分の死後の財産処分などについて希望を伝えていたとしても、後見人はそれを実行することはできません。

遺言を作成し、自分の財産を誰にどのようにしてほしいかを決めておくことで、自分の意思を最後まで尊重することができます。



これらは成年後見制度とは別の契約ですが、「任意後見契約」と一緒に契約されることが多く、関連性の強い契約と言えます。

成年後見人の仕事について

※以下の説明は、「保佐人」「補助人」にも共通の事項です。



ここが大切！～後見人の心得～

1. 成年後見人等は本人の財産を適切に維持管理しなければなりません

- 成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)は、本人の利益のために財産や生活を保護し支援する責任があります。そのため、たとえ本人と後見人が親族関係であっても、「**自分以外の財産を預かって管理している責任がある**」という意識を持つことが重要です。
- 成年後見人等が本人の財産を自らのために使用したり、親族などに贈与・貸付することは原則として認められていません。また、家庭裁判所の許可なしに、本人の財産から「報酬」を受け取ることは認められていません。

⇒ 成年後見人等が本人の財産を不適切に管理した場合、後見人を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど“民事責任”を問われたり、業務上横領などの罪で“刑事責任”を問われることもあります。

2. 成年後見人等は本人の意思を尊重し、生活状況や心身の状況に配慮しなければなりません

- 判断能力が低下したと言っても、すべての能力が失われるわけではありません。本人に残されている能力を活用し、『本人の意思を最大限に尊重する』ことを心がけることが大切です。
- 単に「財産の管理」を行うことが目的ではなく、本人が安心して生活できる環境であるか、また心身の状態が良好であるかなど、後見人は本人にとって最も良い生活を考える配慮が大切になります。

後見人の役割

財産管理

- ◇預貯金・印鑑・権利証などの保管
- ◇収入(年金・保険・給与等)や支出(生活費・公共料金・税金・保険料)の管理
- ◇不動産の管理や処分
- ◇遺産相続の手続き など



身上監護

- ◇本人訪問による生活状況の把握
- ◇住居確保に関する契約、家賃の支払い
- ◇福祉サービスの契約や施設などの入所手続き、費用の支払い
- ◇医療機関の受診・治療・入院の手続き、費用の支払い など

後見人の役割ではないもの

- ◆毎日の買い物、食事の世話、身体の介護など
- ◆入院や入所、賃貸借などの保証人や身元引受
- ◆治療や手術、延命治療や臓器提供などの同意
- ◆遺言、養子縁組、婚姻、離縁、離婚、認知などの行為
- ◆被後見人の死後の葬祭、埋葬、家財整理など死後の手続きや相続手続き

後見人の仕事の流れ

最初に行うこと



- * 今後の予定を立てる
⇒本人の財産や収入・月々の支出を把握し、本人に安心した暮らしができる支援方法を考えて今後の予定を立てます。
- * 『財産目録』『後見予算表』を家庭裁判所に提出する ⇒1か月以内に提出します。
- * 「登記事項証明書(成年後見人等であることの証明書)」を取得する
- * 銀行などに必要な手続きを行う

日々の生活で行うこと

- * 各種支払いの手続き、現金・通帳の管理
⇒金銭出納帳に記録、領収書の管理
- * 福祉サービス利用や病院・施設との契約
- * 日常生活の見守り、生活環境の整備



家庭裁判所へ報告

定期的に財産や生活の状況、後見事務内容を報告する。



必要に応じて行うこと

- * 不動産の売却
- * 遺産分割協議
- * 家の修繕などの手配



最後に行うこと

- * 本人死去の場合、2か月以内に遺産を確定して相続人に報告し、同時に家庭裁判所にも報告する。
- * 相続人に財産を引き渡す。
- * 成年後見終了の登記をする。

【注意すること】

- ・「居住用の不動産」を売却するときには家庭裁判所へ処分の申立をし、許可を得る必要があります。
- ・成年後見人等と本人の利益が相反する場合には、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要です。
- ・「成年後見監督人」が選任されている場合は、監督人へ後見事務報告が必要となります。

報酬について

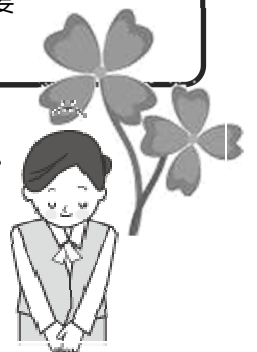
- ①成年後見人等が活動するための経費
本人のために活動したときの交通費や通信費などの実費は、本人の財産から支払われます。
- ②成年後見人等への報酬
1年程度の一定期間支援した後、後見人が家庭裁判所に申立てをします。裁判所は後見事務の内容など考慮して、報酬を認めるかどうか、認める場合には本人の財産の中から支払い能力に応じて報酬額を決定します。

※報酬額は事前にはわかりません
※報酬は前払いできません
※手続きを取らずに報酬を本人の財産の中から差し引くことはできません

任期はいつまで？

- 成年後見人等の取消しがあったとき
⇒本人の判断能力の回復など
- 成年後見人等を辞任したとき
⇒体調不良、遠方への転勤など裁判所が認めた「正当な事由」のみ
(新たな後見人の選任が必要)
- 成年後見人等を解任されたとき
⇒財産横領、虐待、任務怠惰等
- 成年後見人等の死亡
⇒新たな後見人の選任が必要
- 本人の死亡

後見人の活動について不安なことやわからないことがあれば、お気軽にセンターへご相談ください。



市民後見人について

美瑛町では、旭川成年後見センターとともに認知症や知的・精神障がいにより、判断能力の不十分な方を支援する地域の身近な存在として、市民が後見活動を担う「市民後見人」の養成研修を平成 25 年 11 月から開催しています。

旭川成年後見支援センターにおける市民後見人像

1. 定義

「市民後見人」とは家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、行政が設置する旭川成年後見支援センターの支援を受けながら、市民の特性を活かした後見活動を地域において展開する、権利擁護の担い手です。

地域で暮らす方々が成年後見制度を安心して利用できるよう、身近な立場から支援する役割が期待されています

2. 市民後見人の要件

- ◇年齢満 25 歳以上の一般市民の方
- ◇旭川成年後見支援センター業務担当市町村内に居住している方
- ◇旭川成年後見支援センターが開催する市民後見人養成研修を終了し、制度に関する基礎知識を習得している方
- ◇倫理観や規範意識を持っていて活動意欲が高く、報酬の多寡にとらわれず、後見活動を安定的、継続的に実行できる健康状態や生活状態にある方
- ◇被後見人の立場に立って地域に根ざした活動ができる方
- ◇任意後見受任者や任意後見人、成年後見人等になっていない方
- ◇弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会などの専門職団体に後見候補者として登録していない方

3. 受任要件の対象者

- ◇紛争性が少ない方 ◇高額な財産をもたない方 ◇低所得者
- ◇頼れる親族がいない方 ◇見守りや寄り添いなど地域、近隣による支援が必要な方
- ◇コミュニケーションや対人援助等の専門的な技術を要しない方

4. 受任形態

- ◇個人受任(専門職との複数後見もあり) ◇1 人 1 件の受任を原則とする

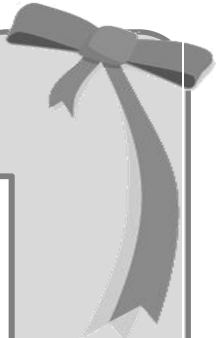
5. 選任方法

- ◇専門職などで構成する受任調節会議にて事案ごとに選考する

6. 報酬

- ◇家庭裁判所への報酬申し立ては妨げない

成年後見制度に関する機関



成年後見制度に関する相談窓口

旭川成年後見支援センター

☎0166-23-1003

E-mail : kouken@north.hokkai.net

〒070-0035 旭川市5条通4丁目旭川市ときわ市民ホール1階

支援地域 : 旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・
愛別町・上川町・東川町・美瑛町

開設時間

月曜日～金曜日
8:45～17:15

土・日・祝日・年末年始
(12/30～1/4)はお休み
となります。



北海道弁護士 “ホッと”ライン

(高齢者・障がい者のための無料電話法律相談)

〒060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階

☎011-251-7707

公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート 旭川支部

(成年後見業務を行う司法書士団体)

〒070-0901

旭川市花咲町4丁目 旭川司法書士会館

☎0166-51-9058

社団法人 北海道社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ北海道」

(成年後見活動を行う社会福祉士団体)

〒001-0010

札幌市北区北10条西4丁目1番地SCビル2階

☎011-717-6886

日本司法支援センター 法テラス旭川

(法的サービスを身近に受けるための相談窓口)

〒070-0033

旭川市3条通9丁目1704-1 住友生命旭川ビル6階

☎0503383-5566

成年後見制度の申立窓口・お問い合わせ

旭川家庭裁判所

〒070-8641 旭川市花咲町4丁目

☎0166-51-6095

任意後見制度の相談・手続きに関すること

旭川公証人

合同役場

〒070-0036 旭川市6条通8丁目37番地22 TR6. 8ビル5階

☎0166-23-0098

後見登記に関すること

旭川地方法務局

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号旭川合同庁舎西館

☎0166-38-1111

・権利擁護に関する事などは、下記にご相談ください。

美瑛町役場 保健福祉課 地域包括支援センター

〒071-0292 美瑛町本町4丁目6-1

電話 (0166)92-4248